

入学志願書類について / 入学志願書類全般

高校を卒業して15年が経過しています。出身学校に確認したところ、調査書や成績証明書は保存期間を過ぎていないために発行されないとのことでした。どうすれば良いのでしょうか。

発行が受けられない旨をその理由とともに別紙(様式任意・本人作成も可)で申し出ていただければ構いません。なお、卒業証明書は必ず必要ですので、ご注意ください。

入学志願書類を書き間違えてしまった場合、どのように訂正すればよいですか。

訂正部分に二本線を引き、訂正印を押印し、余白に正しい内容を記入してください。

◎以下の用紙はホームページに様式が掲載されていますので、そちらをダウンロードし印刷して書き直しに使用できます。

- 「学力に関する証明書(66条の6)」
- 「志願理由書」
- 「学修に関する同意書」

<https://www.tamagawa.jp/correspondence/admission/application.html>

保証人は誰になっていただくのが良いのでしょうか。

一般的には父母、兄弟や親戚の方に依頼するケースが多いようです。生計を別にした身元確実な成年者であれば知人等でも構いません。

前期入学の3年次編入学を希望していますが、出身大学に問い合わせましたところ、証明書の発行が志願書受付期間に間に合いません。他の書類のみを先に送付し、受付していただけますでしょうか。

あくまでも全ての出願書類が揃った後の受付になります。一部の書類が未提出であった場合、入学選考が遅れ、入学した際に教材配付から学修の開始までのすべてが遅れ、結果的に学修計画に支障が生じてご迷惑をおかけすることになりますので、一部の書類の提出はお断りしております。

証明書の有効期限が6ヶ月以内とあるのですが、後期入学の場合は、4月1日以降のものを発行しなければならないのでしょうか。それとも、出願するのが7月だったら、1月以降のものでいいのでしょうか。

出願日(願書が本学に到着した日)から6ヶ月以内のものであれば問題ありません。

